

陸上自衛隊伊丹駐屯地新山本宿舎（仮称）整備事業
実施方針

令和 7 年 5 月

防 衛 省

目次

第1	特定事業の選定に関する事項	2
1.	事業内容に関する事項	2
2.	特定事業の選定方法等に関する事項	4
第2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	6
1.	民間事業者の選定に係る基本的な考え方	6
2.	落札者の決定の手順及びスケジュール	6
3.	実施方針等に関する説明会	6
4.	実施方針等に関する質問受付、回答公表	7
5.	実施方針等に関する意見及び提案の受付等	7
6.	入札の公告	8
7.	入札説明書に関する質問及び回答	8
8.	入札参加者が備えるべき要件等	8
9.	審査及び落札者の決定に関する事項	13
10.	契約に関する基本的な考え方	14
11.	入札提出書類の取扱い	14
第3	選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項	14
1.	リスク分担の考え方	14
2.	選定事業者の責任の履行に関する事項	15
3.	事業の実施状況の確認	15
第4	公共施設等の立地、規模及び配置に関する事項	17
1.	立地に関する事項	17
2.	土地に関する事項	18
3.	公務員宿舍の設置戸数等	18
第5	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	19
1.	紛争事由に係る基本的な考え方	19
2.	管轄裁判所の指定	19
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	20
1.	本事業の継続に関する基本的な考え方	20
2.	本事業の継続が困難になった場合の措置	20
3.	金融機関等と防衛省との協議	20
第7	法制上及び税制上の措置及び財政上並びに金融上の支援に関する事項	21
1.	法制上及び税制上の措置及び財政上並びに金融上の支援に関する事項	21
2.	その他の支援に関する事項	21
第8	特定事業の担当者に関する事項	21
1.	担当部署	21
2.	PFI 取得等要求機関の長	21

3.	契約担当官等	21
4.	供用事務担当官	21
第9	その他特定事業の実施に関し必要な事項	21
1.	情報公開、情報提供	21
2.	本事業において使用する言語及び単位	21
3.	入札に伴う費用負担	21
4.	問合せ先	21
Summary	22

別紙1 陸上自衛隊伊丹駐屯地新山本宿舎（仮称）整備事業の実施方針等に関する説明会参加申込書

別紙2 実施方針等に関する質問書

別紙3 実施方針等に関する意見書

資料1 事業計画地位置図

資料2 リスク分担表

防衛省は、陸上自衛隊伊丹駐屯地新山本宿舎（仮称）整備事業（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、効率的かつ効果的な整備を行うため民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

本事業の実施に関する方針（案）（以下「実施方針」という。）は、PFI 法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者（以下「選定事業者」という。）の決定に当たって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 30 年 10 月 23 日閣議決定。以下「基本方針」という。）、「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」（令和 6 年 6 月 3 日改正）等に則り、必要となる事項を定めるものである。

第1 特定事業の選定に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

陸上自衛隊伊丹駐屯地新山本宿舎（仮称）（以下「公務員宿舎」という。）整備事業

(2) 事業に供される公共施設等の種類等

ア 公共施設等の種類

公務員宿舎、これに附帯する工作物及びその他の施設（集会場、駐車場等）

イ 公共施設等の所在等

伊丹駐屯地宿舎全体の建て替えは3期に分けて実施する予定である。本事業は第1期を対象として実施する。ただし、宝塚市開発まちづくり条例に基づく開発構想届等の提出は、第1期～第3期及び西側駐車場が対象範囲となる。詳細は「資料1 事業計画地位置図」及び入札公告時の要求水準書（案）を参照すること。

※西側駐車場については、第2期又は第3期において整備する。

(第1期)

所在地	兵庫県宝塚市山本野里3丁目30他
事業計画地面積（計画対象範囲）	約6,500㎡

(第2期)

所在地	兵庫県宝塚市山本野里3丁目30他 兵庫県伊丹市大野1丁目128
事業計画地面積（計画対象範囲）	約7,356㎡

(第3期)

所在地	兵庫県宝塚市山本野里3丁目30他
事業計画地面積（計画対象範囲）	約13,370㎡

(西側駐車場)

所在地	兵庫県宝塚市山本野里3丁目30他
事業計画地面積（計画対象範囲）	約9,553㎡

(3) 公共施設等の管理者等の名称

防衛大臣 中谷 元

(4) 事業目的

本事業は、伊丹駐屯地の部隊等に勤務している隊員及びその家族が生活する宿舎を新たに整備し、その維持管理を行うものであり、民間の資金及び経営能力並びに技術的能力を活用して、良質かつ低廉な公共サービスの提供と民間の事業機会の創出を図ることを目的として行う。

(5) 事業概要

本事業は、PFI法に基づき、選定事業者が公務員宿舎を設計及び建設した後、公共施設等の管理

者等である防衛省に所有権を移転し、事業期間中に係る維持管理業務を遂行する方式（BTO（Build, Transfer, Operate））により実施する。

本事業は、公務員宿舎の施設整備業務及び維持管理業務に係る対価として防衛省が選定事業者に費用を支払うものであり、事業期間は契約締結日から令和 18 年 3 月末までである。

（6）特定事業の業務内容

主な業務は次のとおりであり、詳細は入札公告時の入札説明書及び要求水準書において示す。

ア 施設整備業務

公務員宿舎、これに附帯する工作物及びその他の施設（集会場、駐車場等）（以下「本施設」という。）の設計及び建設に係る業務。

- ① 既存建物の解体撤去処分業務
- ② 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条第 1 項等の規定に基づく認定及び宝塚市まちづくり条例に基づく手続き業務
- ③ 設計業務
- ④ 建設・工事監理業務

イ 維持管理業務

- ① 一般管理業務
- ② 昇降機保守点検業務
- ③ 消防用設備等保守点検業務
- ④ 給水設備保守点検業務
- ⑤ 自家用電気工作物を設置する場合は、当該自家用電気工作物の保守点検業務
- ⑥ その他必要に応じて設置した設備機器等の保守点検業務
- ⑦ 建築基準法第 12 条点検業務
- ⑧ 選定事業者の提案に伴う設置設備器機等（増圧給水ポンプ等）の保守点検業務

ウ 附帯的事業に関する提案

選定事業者は、国有財産の有効活用の観点から、本事業の用途又は目的を妨げない限度において、本事業計画地における余剰地又は余剰容積（最大容積から防衛省の必要容積を除いた容積）を活用し、本事業以外の事業（以下「附帯的事業」という。）を行うことができる。余剰地を活用する場合は、防衛省が分筆し（登記に必要な測量、図面作成等は選定事業者の負担とする。）、利用方法を決定する。

（7）防衛省の支払に関する事項

防衛省の選定事業者に対する支払は、選定事業者が実施する公務員宿舎の設計及び建設に係る対価と維持管理業務に係る対価からなる。防衛省は、財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 15 条第 1 項に規定する国庫債務負担行為により、当該設計及び建設に係る対価について、供用開始から事業期間中に、選定事業者に対し、PFI 法第 14 条第 1 項にいう公共施設等の管理者等である防衛省と選定事業者との間で締結する事業契約書（以下「事業契約書」という。）に定める額を割賦により支払う。なお、毎年均等額を割賦により支払うことを予定しているが、状況により支払を前

倒しする可能性がある。また、維持管理業務に係る対価について、防衛省は、供用開始から事業期間中に、選定事業者に対し、事業契約書に定める半期毎に実施する業務内容に応じた額を支払う。

(8) 事業の実施スケジュール（予定）

契約の締結時期	令和 8 年 3 月
施設整備期間	令和 8 年 4 月～令和 12 年 2 月
引渡し（入居期間）	令和 11 年 2 月～3 月
維持管理期間	令和 11 年 4 月～令和 18 年 3 月
本事業の終了	令和 18 年 3 月

※新 1 号棟の施設整備期間としては令和 11 年 1 月までとする。詳細は入札公告時の要求水準書（案）を参照すること。

(9) 事業に必要と想定される根拠法令等

PFI 法及び基本方針のほか、関連の各種法令、条例及び要項等によること。

(10) 実施方針等の変更

防衛省は、実施方針等公表後における民間事業者等からの意見及び提案を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針等の内容を見直し、変更を行うことがある。

変更を行った場合には、防衛省ホームページへの掲載、その他の方法により速やかに公表する。実施方針の内容の変更に伴い、本事業の事業スケジュールが変更になる場合には、変更後の事業スケジュールも示す。

2. 特定事業の選定方法等に関する事項

(1) 特定事業の選定に当たっての考え方

防衛省は、PFI 法、基本方針及び VFM (Value For Money) に関するガイドライン（令和 5 年 6 月 2 日改正）などを踏まえ、防衛省自らが実施する場合と比較して、選定事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施される場合に、実施可能性等を勘案した上で、本事業を特定事業として選定する。

具体的な評価基準は以下のとおりである。

- ア 公務員宿舎の設計、建設及び維持管理が、国が自ら実施する場合と選定業者が実施する場合で同一の業務水準にある場合において、防衛省の財政負担の縮減が期待できること。
- イ 防衛省の財政負担が、国が自ら実施する場合と選定業者が実施する場合で同一の業務水準にある場合において、公務員宿舎の設計、建設及び維持管理の水準の向上が期待できること。

防衛省の財政負担の見込み額を算定するに当たっては選定業者における法人税及びその他収入について適切な調整を行った上で、将来の費用と見込まれる防衛省の財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算して評価することとする。

また、各業務の水準の評価に当たっては、できる限り定量的に行うこととし、定量化が困難

なものを評価する場合においては客観性を確保した上で定性的評価を行うこととする。

なお、選定事業者が附帯的事業を行うことにより、防衛省に貸付料等の追加の歳入が生じる可能性があるが、VFM 評価において、この点は考慮しない。

(2) 特定事業の選定結果の公表

前項に基づき本事業を特定事業と選定した場合は、評価の内容とあわせて、防衛省ホームページにおいて公表する。なお、客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっても同様に公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 民間事業者の選定に係る基本的な考え方

本事業は、設計業務及び建設業務から維持管理業務の各業務を通じて、選定事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力及びノウハウを総合的に評価することが必要であることから、設計、建設及び維持管理業務の対価の額並びに設計、建設、維持管理能力及びその他の条件を考慮することとする。

落札者の決定に当たっては、入札参加者が備えるべき要件等（第2.8.(1)～(4)に示す要件をいう。以下同じ。）を備えていることを確認し、次いで入札価格の確認及び提案内容の審査を行った後、提案内容審査を行う。

なお、本事業は、WTO政府調達協定（平成24年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定）、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受けるものである。

2. 落札者の決定の手順及びスケジュール

スケジュール（予定）	内容
令和7年5月22日（木）	実施方針等の公表
令和7年6月6日（金）	実施方針等に関する説明会及び現地見学会
令和7年6月11日（水）	実施方針に関する質問受付
令和7年6月20日（金）	実施方針に関する質問及び回答の公表
令和7年8月21日（木）	特定事業の選定
令和7年8月28日（木）	入札公告
令和7年9月	入札説明書等に関する質問受付
令和7年9月	入札説明書等に関する質問及び回答公表
令和7年11月	入札参加表明書等の受付、入札参加資格等要件の審査結果の通知
令和7年12月	入札提出書類の受付 開札
令和8年2月	落札者の決定及び公表 基本協定締結
令和8年3月	事業契約締結

3. 実施方針等に関する説明会

以下のとおり、実施方針及び要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）に関する説明会を開催する。参加を希望される者は、防衛省ホームページ掲載の本事業に係る実施方針等を各自持参すること。なお、説明会当日は質問・意見等を受け付けない。

また、第1回目の説明会後に、希望者を対象に事業計画地の状況等を確認するための現地見学会を開催する。開催日時等については、下記に示す。

(1) 【説明会：第1回目】

開催日時：令和7年6月6日（金）13時10分～

開催場所：山本宿舎集会所大ホール

当日連絡先：伊丹駐屯地業務隊厚生科厚生班 甲斐

電話番号：072-782-0001（内線3150）

(2) 【現地見学会】

開催日時：令和7年6月6日（金）15時00分～（予定：説明会終了後現地に移動）

開催場所：兵庫県宝塚市山本野里3丁目30

集合場所：現地（既存管理人事務室前）

(3) 【申込方法】

別紙1に記入の上、電子メールで5月28日（水）12時までに近畿中部防衛局調達部調達計画課宛てに提出すること。

近畿中部防衛局調達部調達計画課

電話番号：06(6945)4976

電子メールアドレス：choutatsu-kc@ext.kinchu.rdb.mod.go.jp

4. 実施方針等に関する質問受付、回答公表

令和7年5月22日（木）から令和7年6月11日（水）までの間、近畿中部防衛局調達部調達計画課において、実施方針等に関する民間事業者等からの質問を受け付ける。質問の申込方法、様式等については、下記に示す。

(1) 【申込方法】

電子メールで令和7年5月22日から6月11日（水）12時までに近畿中部防衛局調達部調達計画課宛てに提出すること。

近畿中部防衛局調達部調達計画課

電話番号：06(6945)4976

電子メールアドレス：choutatsu-kc@ext.kinchu.rdb.mod.go.jp

(2) 【様式】

別紙2に記入の上、Microsoft Excelの様式で、提出すること。

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和7年6月27日（金）（予定）に防衛省ホームページにおいて公表する。

5. 実施方針等に関する意見及び提案の受付等

民間事業者等の創意工夫を活用して事業を実施することを目的とし、令和7年5月22日（木）から令和7年6月11日（水）までの間、近畿中部防衛局調達部調達計画課において、実施方針等に関する意見や募集に当たっての具体的な提案を受け付ける。

意見及び提案の提出方法、様式等については、別紙3を参照すること。なお、防衛省は、意見及

び提案に対し、個別に回答は行わないが、防衛省が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがある。

6. 入札の公告

特定事業の選定を行った場合は、本事業を一般競争入札に付することとして公告するとともに、その旨を官報に掲載する。なお、本事業は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の対象であり、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される。

7. 入札説明書に関する質問及び回答

入札説明書の内容に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き公表する。入札の実施に関する具体的事項、質問の提出、回答の公表方法については、入札説明書において示す。

8. 入札参加者が備えるべき要件等

(1) 入札参加者の構成等

- ア 入札参加者は、複数の企業で構成するグループ（以下「入札参加グループ」という。）とする。
- イ 入札参加者は、入札参加グループの構成員が本事業の遂行上果たす役割を明らかにするとともに、入札参加表明書の提出時に構成員及び代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続を行うこと。
- ウ 落札者は、契約締結までに本事業を行うための特別目的会社として会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社を設立することとし、代表企業及び建設業務を行う者は、必ず出資を行う必要がある。その他の者へは、特別目的会社への出資は義務づけていない。

(2) 入札参加者の複数提案の禁止

同一の入札参加者が、複数の提案を行うことはできない。

(3) 入札参加者の参加要件

入札参加グループの構成員のいずれも、以下の要件を満たすこと。

- ア 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。
- イ 選定事業者若しくは親会社等の国籍が、防衛省との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利の実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。
- ウ 防衛省の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等防衛省の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる者でないこと。
- エ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、

同条中、特別な理由がある場合に該当する。

オ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

カ 一般競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から落札者決定の日の時点において、近畿中部防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止の処分を受けてないこと。

キ 本事業に係る導入可能性調査及びアドバイザー業務を受注した株式会社長大並びに株式会社長大が本アドバイザー業務において提携関係にあるはぜのき法律事務所又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

（注）資本面において関連がある者とは、子会社等（会社法第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合又は親会社等を同じくする子会社等の関係にある場合をいう。

人事面において関連がある者とは、一方の会社等（会社法施行規則（平成18年総務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる①～⑤の者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合（ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。）、一方の会社等の役員が他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合又は一方の会社等の管財人が他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合をいう。

- ① 株式会社の取締役。ただし、次の掲げる者を除く。
 - i. 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ii. 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - iii. 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - iv. 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - ② 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の取締役
 - ③ 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - ④ 組合（共同企業体を含む。）の理事
 - ⑤ その他業務を執行する者であって、①～④までに掲げる者に準ずる者
- ク 入札参加グループの構成員のいずれかが、他の入札参加グループの構成員として参加していないこと。
- ケ 第2.9.(1)において定める審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- コ 次の各号のいずれかに該当しない者であること。

- ① 法人でない者。
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人。
- ③ 役員に次のいずれかに該当する者がいる法人。
 - i. 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者。
 - ii. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者。
 - iii. 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者。
 - iv. 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
 - v. 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が i. から iv. までのいずれかに該当するもの。
- ④ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する法人。
- ⑤ その者の親会社等が②から④のいずれかに該当する法人

（4）入札参加者の資格等要件

入札参加者の構成員のうち、設計、建設、工事監理の各業務に当たる者は、それぞれ ア イ 及び各業務に応じ ウ エ 又は オ の要件を満たすこと。維持管理の業務に当たる者は、カ の要件を満たすこと。

なお、ウ エ オ及びカのうち、構成員が、要件を満たす限り、複数業務を担当することは可能である。ただし、工事監理業務と建設業務を同一構成員が行うことはできない。

また、建設業務を行う者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、工事監理業務を行うことはできない。

- ア 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- イ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において競争参加資格の再認定を受けている者であること。
- ウ 設計に当たる者（以下「設計企業」という。）は次の要件を満たすこと。なお、設計業務を複数の者が分担して行う場合にあつては、いずれの者においても次の要件を満たすこと。
 - ① 防衛大臣から測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の「建築」、「電気」、「機械」、「通信」、及び「土木」において、「A」等級に格付けされている者であり、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること。なお、複数の者が分担して業務を行う場合には、それぞれの者が「建築」又は「電気」、「機械」、「通信」、「土木」のいずれかに

において「A」等級の格付けを受けていること。

- ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ③ 平成 23 年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡し完了した工事において、次の i. から iii. に該当する建築物の設計実績があること（一つの建物で i. から iii. の条件を満たす必要がある。）。
 - i. 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。
 - ii. 建築基準法別表第一（い）欄（二）項に掲げる用途に供するものであること。
 - iii. 地階を除く階数が 3 以上かつ延べ面積が 6,000 m²以上であること。
- ④ 外国資格を有する技術者（わが国及び WTO 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又は建設コンサルタント業務に従事できる資格（シビルコンサルティングマネージャー）相当との国土交通大臣認定（旧建設大臣認定を含む。以下同じ。）を受けている必要がある。なお、入札参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも入札参加表明書を提出することができるが、この場合、入札参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名されるためには競争参加資格確認結果の通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

エ 建設に当たる者（以下、「建設企業」という。）は次の要件を満たすこと。

- ① 防衛大臣から建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の「建築一式工事」、「土木一式工事」、「電気工事」、「管工事」及び「電気通信工事」において「A」等級に格付けされている者であり、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること。かつ、それぞれの工事種別について、防衛大臣が算定した総合審査数値の点数が建築一式工事は 1,200 点以上、土木一式工事は 990 点以上、電気工事は 870 点以上、管工事 870 点以上及び電気通信工事は 870 点以上ある者であること。なお、複数の者が分担して業務を行う場合には、それぞれの者が分担する業務（「建築一式工事」、「土木一式工事」、「電気工事」、「管工事」又は「電気通信工事」）において「A」等級の格付けを受け、かつそれぞれの工事種別について防衛大臣が算定した総合審査数値の点数が、以上に示した点以上ある者であること。
- ② 提案内容に対応する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の許可業種につき許可を有して営業年数が 5 年以上ある者であること。
- ③ 次の基準を全て満たす建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。なお、本工事は、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。
 - i. 1 級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。
 - a) 一級建築士の資格を有するもの。
 - b) これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定したもの。
 - ii. 平成 23 年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡し完了した工事のうち、以下のいずれかの経験を有すること。

- a) より同種性の高い工事：共同住宅で内装改修又は新設建築工事のいずれか。
 - b) 同種性が認められる工事：内装改修又は新設建築工事のいずれか。
 - iii. 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。
 - iv. 入札公告日の時点で申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある。恒常的な雇用関係とは、3か月以上の雇用関係があることをいう。
 - ④ 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、1級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。
 - ⑤ 平成23年度以降入札公告日までにおいて、その全部の引渡しを行った建築物で、次のi. からiii. に該当する建築物の建築工事業の元請けとして施工した実績を有すること（一つの建物でi. からiii. の条件を満たす必要がある。）。2者以上の場合の内1者を除くほかの者については、平成23年度以降入札公告日までにおいて、その全部の引渡しを行った建築物で、次のi. 及びiii. に該当する建築物の建築工事業を元請として施工した実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る。
 - i. 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。
 - ii. 建築基準法別表第一（い）欄（二）項に掲げる用途に供するものであること。
 - iii. 地階を除く階数が3以上かつ延べ面積が6,000㎡以上であること。
- オ 工事監理に当たる者（以下「工事監理企業」）は次の要件を満たすこと。
- ① 防衛大臣から測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の「建築」、「電気」、「機械」、「通信」及び「土木」において「A」等級に格付けされている者であり、防衛局に競争参加を希望していること。なお、複数の者が分担して業務を行う場合には、それぞれの者が分担する業務（「建築」、「電気」、「機械」、「通信」又は「土木」）において「A」等級の格付けを受けていること。
 - ② 平成23年度以降入札公告日までにおいて、その全部の引渡しを行った建築物で、次のi. からiii. に該当する建物の工事監理実績があること（一つの建物でi. からiii. の条件を満たす必要がある。）。
 - i. 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。
 - ii. 建築基準法別表第一（い）欄（二）項に掲げる用途に供するものであること。
 - iii. 地階を除く階数が3以上かつ延べ面積が6,000㎡以上であること。
- カ 維持管理に当たる者（以下「維持管理企業」という。）は1者とし、次の要件を満たすこと。
- ① 令和7・8・9年度国土交通省一般競争参加資格（全省庁統一）審査において、資格の種類が「役務の提供等」、競争参加地域が「近畿」、営業品目が「建物管理等各種保守管理」の「A」又は「B」等級に格付けされている者であること。
 - ② 平成23年度以降において、本事業における公務員宿舎と同等以上の規模（戸数）の住宅の維持管理業務実績を有する者であること。

(5) 入札参加グループの構成員の変更等

入札参加表明書により参加の意思を表明した入札参加グループの構成員の変更又は追加は原則

として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合（第2.8.(2)～(4)に定める要件を満たさなくなった場合を除く。）は、防衛省と協議を行うこととする。協議の結果、防衛省が妥当と認めた場合には、入札参加グループの代表企業以外の構成員を、入札参加資格等要件の確認を受けた上で入札提出書類の提出期限までに変更又は追加することができるものとする。

9. 審査及び落札者の決定に関する事項

(1) 審査委員会

防衛省に有識者・防衛省職員で構成する審査委員会を設置する。審査委員会は、提案内容の審査における評価項目の詳細に係る検討及び入札参加者から提出された提案書の審査を行う。

審査委員（有識者）は入札説明書において示す。

(2) 審査及び落札者の決定

落札者の決定方法については、入札公告時に示す。

なお、審査の主な内容は以下のとおりとする。具体的な評価の基準については、入札公告時に公表する。

ア 入札参加資格等要件

防衛省は、民間事業者から提出された入札参加表明書等により入札参加資格等要件が満たされているか確認する。

入札参加資格等要件の確認を受けた者は、本事業に関する事業計画の提案内容を記載した入札提出書類を提出すること。提案方法等の詳細については、入札説明書において示す。

イ 入札価格

防衛省は、民間事業者から提出された入札提出書類の入札価格が、防衛省の設定する予定価格の範囲内か確認を行う。

ウ 提案内容

予定価格の範囲内の入札価格を提案した者のみを対象に、提案内容が防衛省の要求する最低限の要件を全て満たしているかの基礎審査を行い、次いで事業計画・施設整備計画・維持管理計画・附帯的事業に係る事項について定量的審査を行う。

(3) 落札者の公表

落札者の決定を行った場合には、落札者名を防衛省ホームページにおいて公表する。

(4) 落札者を決定しない場合

民間事業者の募集、評価及び落札者の決定において、最終的に入札参加者がいない、あるいは、いずれの入札参加者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに防衛省ホームページにおいて公表する。

10. 契約に関する基本的な考え方

(1) 事業契約の概要

防衛省は選定事業者と事業契約を締結する。契約内容は、設計、建設、維持管理業務等を包括的かつ詳細に規定するものである。

なお、事業契約書（案）については、入札公告時に公表する。

(2) 特別目的会社の設立に伴う契約手続

落札者は、本事業を遂行するため、特別目的会社として会社法に定める株式会社を設立することとする。防衛省は、本事業を遂行する落札者と、設計、建設及び維持管理業務に当たって必要となる事項等について基本的な協定を締結し、次いで当該協定に規定した事項に基づき、落札者が設立した特別目的会社と事業契約を締結する。

なお、落札者となった入札参加グループのうち代表企業及び建設業務を行う構成員は、必ず特別目的会社に出資することとする。特別目的会社へ出資する者とその出資比率は自由とするが、入札参加グループの構成員の議決権が全体の50%を超えるものとする。

特別目的会社に出資を行った入札参加グループの構成員は、本事業が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、防衛省の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

なお、防衛省の事前の書面による承諾とは、選定事業者に対し資金供給を行う金融機関等と締結する直接協定に基づき承諾する場合等をいう。

11. 入札提出書類の取扱い

(1) 著作権

本事業に関する入札提出書類の著作権は入札参加者に帰属する。また、入札参加者から提出された資料は、原則として落札者の決定に関わる公表以外に入札参加者に無断で使用しない。

なお、入札提出書類は入札者に返却しない。ただし、開札をせずに本事業の実施が取りやめとなった場合は、この限りではない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

(3) 入札提出書類の変更等の禁止

入札提出書類の変更、差し替え又は再提出は原則として認めない。

第3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

1. リスク分担の考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、基本方針に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方」に基づき、防衛省と選定事業者の業務分担を事業契約書において取り決めるとともに、事業に係る総リスクを低減し、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。このリスク分担の考え方及び「PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」(令和3年6月18日改正)などを踏まえ、防衛省と選定事業者の責任分担は、原則として「資料2 リスク分担表」によることとする。具体的な詳細事項については、実施方針等に関する意見・提案の結果を踏まえ、事業契約書等において示す。

2. 選定事業者の責任の履行に関する事項

選定事業者は、事業契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。なお、事業契約締結に当たっては、設計及び建設工事等の履行を確保するため、履行保証保険付保等による設計・建設工事期間中の履行保証を行うことを想定している。

3. 事業の実施状況の確認

(1) 目的

防衛省は、選定事業者が事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、入札説明書と併せて示す要求水準が達成されているか確認するとともに、選定事業者の財務状況を把握するために確認を行う。

(2) 方法

具体的な方法については事業契約書において定める。

(3) 実施時期及び概要

ア 基本設計及び実施設計時

防衛省は、選定事業者によって行われた設計が、入札説明書と併せて示す要求水準が達成されているか否かについて確認を行う。

イ 工事施工時

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に防衛省から工事施工、工事監理の状況の確認を受ける。

また、選定事業者は、防衛省が要請したときは、工事施工の事前説明、事後報告を行うとともに工事現場での施工状況の確認を受ける。

ウ 工事完成・施設引渡し時

選定事業者は、施工記録を用意し、現場で防衛省の確認を受ける。その際、防衛省は、施設の状態が入札説明書と併せて示す要求水準が達成されているか否かについて確認を行う。確認の結果、公務員宿舎の設計又は工事の内容が事業契約書等に定めた条件に適合しない場合には、

防衛省は修補又は改造を求めることができる。

エ 維持管理段階

防衛省は、維持管理段階において、定期又は随時に業務の実施状況を確認し、要求水準が達成されているかモニタリングを行う。

オ 財務の状況に関する報告

選定事業者は、毎事業年度、公認会計士又は監査法人による監査を経た財務の状況について、防衛省に報告しなければならない。

(4) 対価の減額等

維持管理業務に関するモニタリングの結果、入札説明書と併せて示す要求水準が達成されていないことが判明した場合、防衛省は維持管理業務に係る対価の減額等を行う。具体的な減額等の方法については、事業契約書において定める。

第4 公共施設等の立地、規模及び配置に関する事項

1. 立地に関する事項

(1) 基本的条件

基本的条件は、以下のとおりである。

所在地	兵庫県宝塚市山本野里3丁目30他 兵庫県伊丹市大野1丁目128
第1期	事業計画地面積（計画対象範囲） 約6,500㎡
第2期	事業計画地面積（計画対象範囲） 約7,356㎡
第3期	事業計画地面積（計画対象範囲） 約13,370㎡
用途地域	第一種中高層住居専用地域
地域地区	防火地域：指定なし 第4種高度地区
日影規制	4時間 - 2.5時間 測定水平面：4m
容積率	200%
建蔽率	60%
接道	東側：宝塚市道1200号線（伊丹市道16号・大野緑竹線） 幅員：6.87m～8.80m 南側：伊丹市道・大野3090号線 幅員：7.46m～8.44 伊丹市道・大野3091号線 幅員：8.00～10.00m 西側：宝塚市道2208号線（伊丹市道・大野3090号線） 幅員：5.12m～6.06m
上水道	既設水道管より引込
下水道	既設下水道に接続
ガス	既設ガス管より引込
その他	大阪国際（伊丹）空港高さ制限 制限表面の種類：円錐表面 制限高（海拔高）：約67m（現30号等付近） 約64m（伊丹市の範囲）

(2) 航空障害物制限区域による高さ規制

本事業計画地の上空は、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 56 条第 3 項における円錐表面内に位置しているため、概ね 64～67m 以上の範囲における工事用クレーンの設置等が制限される。工事用クレーンの使用の際は大阪航空局と十分な協議を行うこと。

2. 土地に関する事項

(1) 特定事業に係る国有財産の無償貸与

防衛省は、PFI 法第 69 条第 1 項及び第 71 条 1 項の規定により、建設期間中、特定事業の用に供するために選定事業者が事業計画地を無償で貸与する（詳細は入札公告時に公表する「国有財産無償貸付契約書（案）」を参照のこと。）。

(2) 埋蔵文化財の調査について

本件の事業計画地については、埋蔵文化財の調査を実施する必要はない。

(3) 地質地盤調査及び土質調査について

本事業計画地における地質地盤調査及び土質調査は、必要に応じて、選定事業者が実施すること。ただし、周辺の地質地盤調査資料は入札公告までに提示する。

3. 公務員宿舎の設置戸数等

本施設の設置戸数等は以下のとおりである。

施設の配置、形状、高さ等については、周辺の街並みとの調和と良好な景観形成、周辺施設等への日影、電波障害及び風害等の悪影響を与えないよう十分配慮するとともに、入居者の居住環境にも配慮すること。

ア 住戸の要件

規格	面積	戸数
a 規格	25 m ² 未満	36 戸
c 規格	55 m ² 以上 70 m ² 未満	87 戸
合計		123 戸

イ その他施設の要件

項目	内容	台数
共有施設	駐車場	123 台
	駐輪場	297 台

(注)

- ・住戸タイプは、国家公務員宿舎法施行規則（昭和 34 年大蔵省令第 10 号）第 6 条第 2 項に規定される規格を指す。
- ・居室における冬至の日照時間は原則として 4 時間以上とする。

第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 紛争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、防衛省と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従う。

2. 管轄裁判所の指定

契約に関する紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 本事業の継続に関する基本的な考え方

選定事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

2. 本事業の継続が困難になった場合の措置

本事業の継続が困難になった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。

(1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難になった場合

防衛省は、事業契約書の定めに従い、事業契約を解除することができる。その他詳細については、事業契約書で定める。

(2) 防衛省の事由により本事業の継続が困難になった場合

防衛省又は選定事業者は、事業契約書の定めに従い、事業契約を解除することができる。その他詳細については、事業契約書に定める。

(3) その他の事由により本事業の継続が困難になった場合

防衛省と選定事業者は、事業契約書において具体的に列挙した事由に対して、事業契約書に定める発生事由ごとの適切な措置を講じるものとする。

3. 金融機関等と防衛省との協議

事業の継続性をできるだけ確保する目的で、防衛省は、選定事業者に対し資金供給を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。

第7 法制上及び税制上の措置及び財政上並びに金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置及び財政上並びに金融上の支援に関する事項

特になし。

2. その他の支援に関する事項

防衛省は、事業実施に必要な許認可等に関し、可能な範囲で必要な協力を行う。

第8 特定事業の担当者に関する事項

1. 担当部署

近畿中部防衛局調達部調達計画課

陸上自衛隊中部方面総監部人事部厚生課

陸上自衛隊中部方面総監部装備部施設課

2. PFI 取得等要求機関の長

陸上自衛隊中部方面総監

3. 契約担当官等

近畿中部防衛局長

4. 供用事務担当官

陸上自衛隊中部方面総監

第9 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 情報公開、情報提供

本事業に関する情報提供は、防衛省ホームページを通じて適宜行う。

2. 本事業において使用する言語及び単位

本事業において使用する言語は、日本語とする。単位は計量法(平成4年5月20日法律第51号)に定めるものとし、通貨単位は円とする。

3. 入札に伴う費用負担

入札に要する費用は、落札者を決定しない場合を含め、全て入札参加者の負担とする。

4. 問合せ先

近畿中部防衛局調達部調達計画課

電話番号：06(6945)4976

Summary

1. Administrators of public facilities:
Gen Nakatani, Minister of Defense
2. Type of Public Facilities:
Government employee housing and related structures and facilities
3. Subject matter of the contract
Design, construction, and maintenance of the New Yamashuku Housing at Itami Garrison using the PFI scheme (BTO method)
4. Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification:
(Details to be announced.)
5. Contact point for the project:
Procurement Planning Division, Procurement Department, Kinki-Chubu Defense Bureau
Osaka Joint Government Building No.2, 4-1-67 Otemae, Chuo-ku, Osaka 540-0008, Japan
TEL: 06(6945)4976

資料1 事業計画地位置図

◆事業計画地位置図



国土地理院地図を一部加工して作成

リスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			防衛省	事業者
共通	入札説明書等リスク	入札説明書等の誤り及び内容の変更に関するもの	○	
	資金調達リスク	事業者の事業の実施に必要な資金調達に関するもの		○
	契約リスク	事業者と契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合	○	○
	政治・行政リスク	本事業に直接的影響を及ぼす政策の変更	○	
	法制度リスク	本事業に直接的影響を及ぼす法令等の新設・変更	○	
		上記以外の法令等の新設・変更		○
	許認可リスク	防衛省が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
		事業者は取得すべき許認可の遅延に関するもの		○
	税制度リスク	消費税及び地方消費税の範囲変更及び税率変更に関するもの	○	
		法人の利益に係る法人税の新設・変更に関するもの		○
		建物所有に関する税制の新設・変更に関するもの (防衛省への所有権移転前)		○
		建物所有に関する税制の新設・変更に関するもの (防衛省への所有権移転後)	○	
		その他事業に影響を及ぼす税制の新設・変更に関するもの	○	○
	第三者賠償リスク	調査・工事による騒音・振動・地盤沈下等による場合		○
		事業者が善良の管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
	住民対応リスク	事業内容等、事業そのものに関する住民反対運動、訴訟	○	
		調査・工事に係る住民反対運動、訴訟		○
		工事の施工に伴う騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等による第三者への損害		○
		上記のうち、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等による第三者への損害	○	
	環境問題リスク	有害物質の排出・漏洩、工事に伴う水枯れ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、光・臭気に関するもの		○
土地の瑕疵	土壌及び地下水汚染等、土地の瑕疵に関するもの	○		
債務不履行リスク	防衛省起因の場合	防衛省の指示、債務不履行によるもの	○	
	事業者起因の場合	事業者の提供するサービスの品質が要求水準書に示すレベルを満たさなかった場合		○
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
不可抗力リスク	天災、暴動等自然的又は人為的な事象のうち、通常の見込み可能な範囲を超えるもの※1	○	△	
物価リスク	宿舎の供用開始前のインフレ・デフレ※2	○	△	
	宿舎の供用開始後のインフレ・デフレ※3	○	△	
金利リスク	金利変動		○	

(施設整備段階)

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			防衛省	事業者
施設整備段階	発注者責任リスク	防衛省の指示の不備、変更による工事内容の変更	○	
		事業者の指示・判断の不備、変更による工事契約の変更		○
	測量・調査・設計リスク	防衛省が実施した測量・調査・設計に関するもの	○	
		事業者が実施した測量・調査・設計に関するもの		○
		地質障害、地中障害物及び埋蔵文化財調査により新たに必要となった費用の負担及び工期の延長	○	
	設計変更リスク	防衛省から事業者への提示条件・指示の不備、変更に関するもの	○	
		事業者から施工者への提示条件・指示の不備、変更に関するもの		○
	用地取得リスク	建設に要する資材置場の確保に関するもの		○
		建設予定地の確保に関するもの	○	
	工事遅延リスク	防衛省に起因する工事遅延・未完工により開業の遅延	○	
		事業者に起因する工事遅延・未完工による開業の遅延		○
	建設コストリスク	防衛省の指示による工事費の増大	○	
		上記以外（ただし、不可抗力及び法令変更による場合は除く。）の工事費の増大		○
	工事監理リスク	工事監理に関するもの		○
要求性能不適合リスク	要求性能不適合（施工不良を含む。）		○	
施設損傷リスク	使用前の工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害		○	

(維持管理段階)

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			防衛省	事業者
維持管理段階	支払い遅延・不能リスク	防衛省の支払い遅延・不能に関するもの	○	
	瑕疵担保リスク	瑕疵担保期間中に発見された施設の隠れた瑕疵の担保責任		○
	計画変更リスク	用途の変更等、防衛省の責による事業内容の変更	○	
	維持管理コスト等リスク	防衛省の責めによる事業内容・用途の変更等に起因する維持管理費等の増大	○	
		上記以外（ただし、法令変更、不可抗力、物価変動による場合を除く。）の要因による維持管理費等の増大		○
	施設損傷リスク	防衛省及び第三者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷	○	
		事業者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷		○
		事業者が適切な維持管理・運営業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○
	要求水準不適合リスク	要求仕様不適合		○
セキュリティリスク	事業者の維持管理・運営業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○	
	上記以外のもの	○		
終了時	施設の性能リスク	事業終了時の維持管理・運営業務の引継ぎ（入札説明書等に示す良好な状態であること）		○
	終了手続リスク	事業期間終了時の手続に伴う諸費用の発生に関するもの、事業会社の清算手続に伴う評価損益等		○

(附帯事業/全段階)

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			防衛省	事業者
共通 (全段階)	附帯事業リスク	附帯事業の実施に関するすべてのリスク		○

凡例 リスク負担者：○主分担・△副分担

- ※1 不可抗力により事業者が生じた増加費用及び損害が、要求水準書で定められた要求水準を満たしていないこと、あるいは、事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことによって生じた場合は、事業者が負担する。要求水準を満たしているにもかかわらず生じた場合は、合理的な範囲の増加費用及び損害について、当該費用の累計が一定額に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については防衛省が負担する。なお、不可抗力において増加費用及び損害が生じたことにより事業者が保険、保証、補償金等を受領した場合にあっては、増加費用及び損害から当該金額を控除する。
- ※2 施設整備費相当分については、事業契約締結以降の物価等の変動を考慮し、設計・建設期間中に見直し（増額又は減額）を行うことができる。ただし、変動率が一定水準以下の場合等には、見直しは行わない。
- ※3 維持管理費相当分については、事業契約締結以降の物価等の変動を考慮し、維持管理期間中に毎年見直し（増額又は減額）を行うことができる。ただし、変動率が一定水準以下の場合等には、見直しは行わない。

注意：以上はリスク分担の概要であり、リスク分担の詳細については、入札公告時に公表する「事業契約書（案）」によるものとする。

年 月 日

**陸上自衛隊伊丹駐屯地新山本宿舎（仮称）整備事業の実施方針等に関する説明会
参加申込書**

「陸上自衛隊伊丹駐屯地新山本宿舎（仮称）整備事業」の説明会への参加を申し込みます。

代表者の法人名		ふりがな
法人所在地		
参加人数		名
担 当 者	部署・役職	
	氏名	ふりがな
	E-mail	
	TEL	

参加希望日にチェックしてください。
説明会： 令和7年6月6日 13時10分～
現地見学会 令和7年6月6日 15時00分～

提出日 年 月 日

実施方針等に関する質問書

「陸上自衛隊伊丹駐屯地新山本宿舎(仮称)整備事業」の実施方針等に関して、次のとおり質問事項がありますので提出します。

会社名			
会社所在地		電話番号	
担当者所属・役職		ファックス番号	
担当者氏名		メールアドレス	

※記入上の注意

- ・太枠内は必ず記入すること。
- ・同じ内容の質問を異なる資料及び箇所に対して行う場合にも、別の質問として記入すること。
- ・記入する欄が足りない場合、行を適宜追加すること。
- ・行の追加及び行の高さの変更以外、セルの結合等の表の書式の変更を行わないこと。
- ・本様式は、電子メールのファイル添付にて以下に提出のこと。
- ・質問及び回答は、原則防衛省のホームページにおいて公表します。

提出先:防衛省 近畿中部防衛局 調達部
メールアドレス:choutatsu-kc@ext.kinchu.rdb.mod.go.jp

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項
記載例	実施方針	6	1	2	(1)	ア		「実施方針 ●頁 第● ●(●)● ●」の内容についての質問事項がある場合、左欄に記載例のように該当箇所を記入の上、本欄に質問事項を記入してください。

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

提出日 年 月 日

実施方針等に関する意見書

「陸上自衛隊伊丹駐屯地新山本宿舎(仮称)整備事業」の実実施方針等に関して、次のとおり意見及び提案がありますので提出します。

会社名			
会社所在地		電話番号	
担当者所属・役職		ファックス番号	
担当者氏名		メールアドレス	

※記入上の注意

- ・太枠内は必ず記入すること。
- ・同じ内容の意見及び提案を異なる資料及び箇所に対して行う場合にも、別の意見及び提案として記入すること。
- ・記入する欄が足りない場合、行を適宜追加すること。
- ・行の追加及び行の高さの変更以外、セルの結合等の表の書式の変更を行わないこと。
- ・本様式は、電子メールのファイル添付にて以下に提出のこと。

提出先:防衛省 近畿中部防衛局 調達部
 メールアドレス:choutatsu-kc@ext.kinchu.rdb.mod.go.jp

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	意見・提案
記載例	実施方針	8	2	2	(1)	ア		「実施方針 ●頁 第● ●(●)● ●」の内容についての質問事項がある場合、左欄に記載例のように該当箇所を記入の上、本欄に意見・提案を記入してください。

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	意見・提案
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								